

低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために

最低賃金額の引上げを求める会長声明

- 1 佐賀地方最低賃金審議会は、2019（令和元）年8月8日、佐賀県内における最低賃金を28円引き上げて時間額790円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年10月4日から時間額790円に改正することを決定した。

この引き上げ額及び割合は、全国でも2番目に高いものであり、そのような引き上げを行ったことは佐賀県内の貧困問題解消に一定程度資するものと評価することができる。

- 2 しかしながら、時間額790円は、全国で最も安価な水準であり、全国加重平均額との差額は111円と大きい。現在の時間額で労働者が1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収13万6670円、年収164万400円にしかならず、ワーキングプアのラインの目安とされる年収約200万円に遠く及ばない。

- 3 今般、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府の緊急事態宣言等の影響により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、緊急事態後の経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄を蓄えることができていない。ここに根本的な問題がある。また、今般の緊急事態下において、小売店の店員、運送配達員、医療・福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働

者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

一方、最低賃金の引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。今般、緊急事態に備えた中小企業支援策が拡充されているところであるが、政府は、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、最低賃金の引上げに対応することが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策の検討を進めるべきである。また、中小企業の生産性を向上させるための施策を有機的に組み合わせることや、これまでに以上に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法を積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるよう努めることも重要である。

- 4 さらに、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2019年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であって、佐賀県とは223円もの開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大している。

労働人口の都市部への流出を防ぎ、地域の活性化をするためにも、最低賃金を大幅に引き上げて都市部との賃金格差を解消すべきである。

- 5 以上より、佐賀地方最低賃金審議会は、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、昨年の水準を超えるさらなる最低賃金の引上げを答申すべきである。

2020年（令和2年）6月25日

佐賀県弁護士会

会長 富永洋一